

障がい者雇用をお考えの事業主の皆さんへ！



障がい者委託訓練 ～特別支援学校早期訓練コース～のご案内

障がい者委託訓練とは、就職や雇用の継続に必要な知識・技能の習得を図るため、徳島県が障がい者の様態に応じた公共職業訓練を、地域の企業、民間教育訓練機関等に委託して実施するものです。そのうち特別支援学校早期訓練コースは、特別支援学校高等部等に在籍する生徒を対象とし、企業等にて実践的な訓練を行うコースです。

訓練によって、雇用した場合の定着率向上等が期待できるため、障がい者雇用をお考えの企業等にとって大変有効な制度です。また、特別支援学校高等部等での就業体験終了後、もう少し技能が身につければ採用を検討できる場合や、もう少し様子を見たい場合などにも利用可能です。

お気軽に、徳島県産業人材育成センターまでお問い合わせください。

訓練対象者

- ①特別支援学校高等部等に在籍する生徒のうち、10月時点で就職先が内定しておらず、翌年3月に卒業予定の就職希望者
- ②①のうち、ハローワークに求職申込をし、受講推薦を受けた方

実施時期、訓練期間及び時間

- ・実施時期：10月～翌年3月
- ・訓練期間：原則として3か月以内
- ・訓練時間：月当たり標準100時間 下限は60時間
受講者の特性や個別性により、訓練期間、時間を弾力化して実施することが可能です。

その他

- ・原則、受講者一人当たり、中小企業の場合月額9万円、中小企業以外の場合月額6万円を上限として、事業主に委託料をお支払いします。
ただし、出席状況等により減額される場合があります。
- ・労災保険については、特別加入の対象者となり、訓練委託先の負担は発生しません。
- ・訓練中は雇用ではないため、賃金の支払いはありません。

徳島県産業人材育成センター

担当：障がい者職業訓練コーディネーター

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

TEL：088-621-2353

FAX：088-621-2852

